

第 4 章 基本的な考え方と将来像

4-1 基本的な考え方

本町の緑の保全、創出、活用等は、以下の考え方に基づき進めていきます。

(1) 緑や水を活かした快適な環境の創造により、町の持続的発展につなげる

本町が持続的に発展・成長していくため、北部を中心に広がる樹林地や農地、河川等の自然環境を適切に保全するとともに、市街地内に緑や水を適切に配置することで、人々が安らぎや豊かさ、季節等を感じ、居住地や就業地、来訪地としての町の魅力向上につなげていきます。

(2) 町民の安心・安全な暮らしや健康づくり、子育て環境の向上などにつなげる

災害時における避難路や避難場所、土砂災害や火災の延焼防止、雨水浸透による水害の未然防止など、緑が有する都市の安全性・防災性を高める機能、あるいは、町民のストレス解消や運動等による心身の健康増進を図る機能、子どもの健やかな成長に寄与する機能等が十分に発揮されるよう、緑の保全や創出、適切な維持管理等を進め、町民の安心・安全かつ健康的な暮らしや子育て支援につなげます。

(3) 環境と共生する持続可能な社会づくりに貢献する

地球温暖化による気候変動、野生動植物の絶滅リスクの増加、生物多様性の喪失等、地球規模での環境問題が発生していることを踏まえ、本町においても緑地の環境保全機能が十分に発揮され、広域での環境問題の解決に貢献するよう努めます。また、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れるとともに、環境問題に対する町民の当事者意識の向上や具体的な取り組みへとつなげていきます。

(4) 郷土愛の醸成や地域コミュニティの活性化につなげる

伊豆半島ユネスコ世界ジオパークに認定されたジオサイトや社寺を構成する鎮守の森など、地域の特徴的な緑や水辺は、特徴を活かしつつ保全と活用を進め、町のアイデンティティの形成や郷土愛の醸成につなげます。また、公園・緑地等を地域交流やコミュニティ形成の場に効果的に活用し、地域コミュニティの活性化を図ります。

(5) 町民・事業者・行政等の協働により、緑と水を守り育てる

自然環境の保全や公園・緑地等の維持管理、緑の創出等にあたっては、行政だけでなく、町民や事業者の理解と協力が必要であることから、町民・事業者・行政等の協働により緑の保全、創出、活用等を図ります。

4-2 長泉町が目指す緑の将来像

上記の基本的な考え方を踏まえ、本町が目指す緑の将来像を以下のように掲げます。

<将来像テーマ>

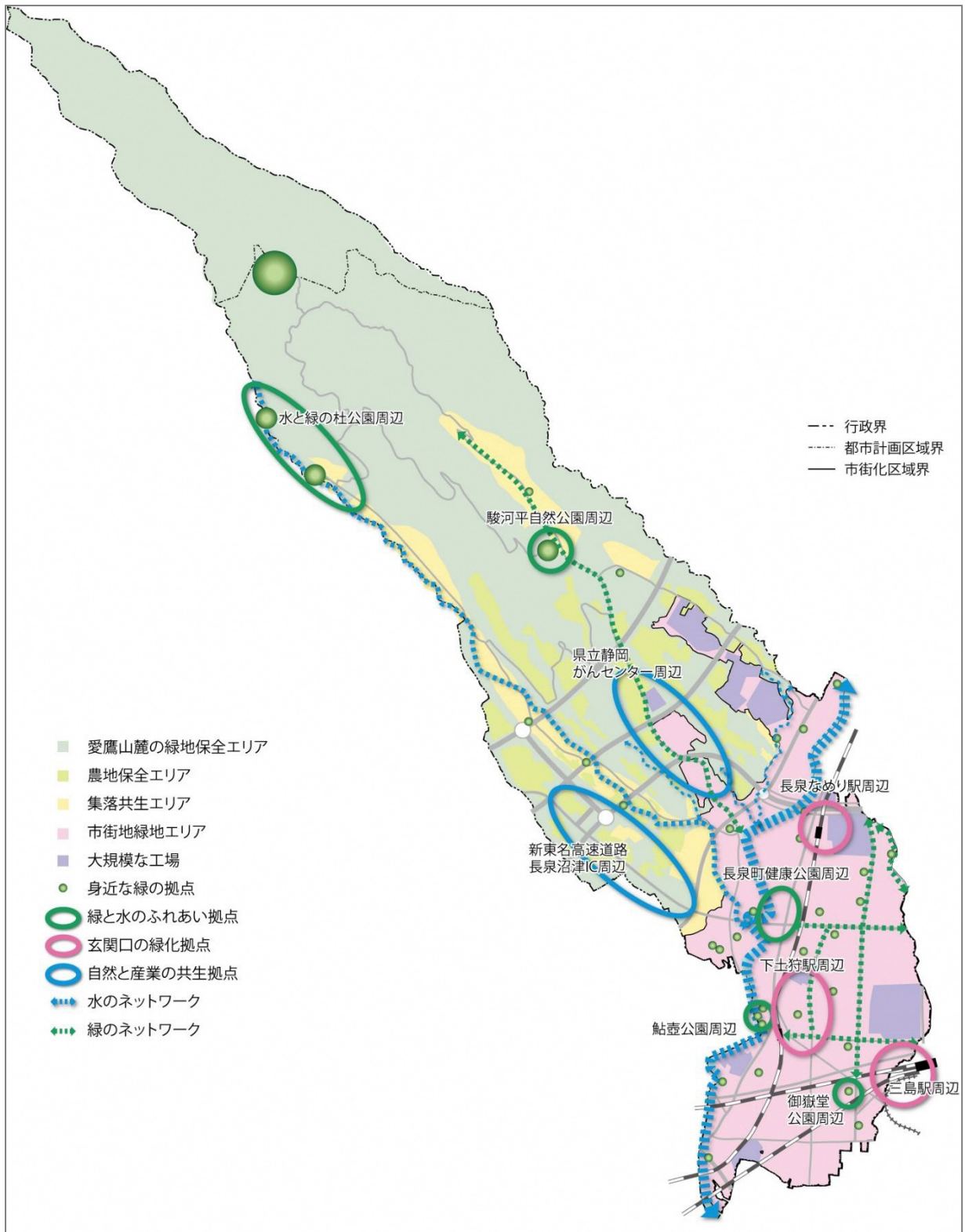
富士山や愛鷹山の豊かな水と緑を守り育て 人と自然が共生するまち

- ・愛鷹山麓では、本町を支える豊かな自然を大切に守りつつ、観光交流や自然とのふれあい、農業生産などの場として効果的に活用します。
- ・富士山や愛鷹山を源とする豊かな水や緑の恵みを市街地内に引き入れ、都市の利便性と緑による快適性を兼ね備えた魅力ある市街地環境を創出します。
- ・子どもからお年寄りまで誰もが町の緑や水に愛着を持ち、町民や事業者、行政等の協働で、緑や水を守り育てていきます。
- ・水や緑の保全、創出、活用等により、地球温暖化対策や生物多様性の保全などに貢献する、持続可能な地域づくりを進めていきます。

本町の将来像は、以下の要素で構成します。

- 「エリア」 …自然環境や土地利用など、本町の地域特性を捉えた面的な要素
- 「拠点」 …一団の緑や人々と緑の交流の場など、本町の緑にとって重要な場所
- 「ネットワーク」 …拠点を結び、緑や水の骨格となる線的な要素

分類	要素
①緑のエリア	愛鷹山麓の緑地保全エリア
	農地保全エリア（まとまった農地）
	集落地共生エリア（緑に囲まれた住宅地・集落地）
	市街地緑化エリア（市街地）
	大規模な工場
②緑と水の拠点	身近な緑の拠点（都市公園）
	緑と水のふれあい拠点（シンボルとなる公園とその周辺）
	玄関口の緑化拠点（鉄道駅周辺）
	自然と都市の共生拠点（産業集積を図る地域）
③緑と水のネットワーク	水のネットワーク（骨格を形成する河川）
	緑のネットワーク



緑の将来像図

①緑のエリア

■ 愛鷹山麓の緑地保全エリア

- ・本町を代表する豊かな緑が適切に守られ、愛鷹山越しに望むことのできる富士山が町民の誇りになることを目指します。
- ・水源の涵養、土砂災害の防止、レクリエーションの場、生物多様性の確保など、多種多様な機能が発揮されるよう、樹林地の適正な管理を進めます。



愛鷹山麓と富士山

■ 農地保全エリア（まとまった農地）

- ・まとまった農地が都市の貴重な自然環境を形成し、多様な生態系や農ある風景を保全します。
- ・町の特産農産物の産地となるほか、農を通じた交流が活発化し、都市農業の振興に寄与することを目指します。



農地

■ 集落地共生エリア（緑に囲まれた住宅地・集落地）

- ・愛鷹山麓の樹林地や農地と調和した、緑豊かでゆとりある住環境の形成を図ります。



緑豊かな集落地

■ 市街地緑化エリア（市街地）

- ・役場や学校などの公有地、庭先や店先などの民有地で緑化が進み、暮らしの身近なところに花と緑があふれ、潤いと憩いの感じられるまちを目指します。
- ・公園や運動場などのオープンスペースを一時避難場所として各所に確保するとともに、延焼防止に役立つよう、避難路となる生活道路沿道の緑化を進めます。
- ・湧水地、古木・大木、桜並木、社寺林、眺望地点、ジオサイト等の緑や水に関する地域資源を保全・活用することにより、町固有の自然や歴史・文化を感じる景観が形成され、観光交流の活性化を目指します。



市街地内の花壇

■ 大規模な工場

- ・民間事業者との連携により、緑を確保し、緩衝帯としての役割を果たすとともに、市街地の緑との連続性の確保を図ります。



工場周辺の緑地

②緑と水の拠点

■身近な緑の拠点（都市公園）

- ・子どもから高齢者まで町民一人ひとりが気軽に楽しめる公園が身近な場所にあり、遊び、健康づくりなど、ライフスタイルに合った多様な時間を過ごすことのできる環境を目指します。
- ・公園はユニバーサルデザインに配慮するとともに、見通しが良く、明るく安全に整備し、誰もが安心して過ごせる空間づくりを目指します。
- ・地域団体などとの協働により、持続的な公園の管理と活用を図ります。
- ・町民による花壇づくりなどを通じて、地域コミュニティの醸成につなげます。



尾尻公園



水と緑の杜公園

■緑と水のふれあい拠点（シンボルとなる公園とその周辺）

- ・水と緑の杜公園周辺、駿河平自然公園周辺、鮎壺公園周辺は、自然環境と緑が一体となって、自然と都市の共生のシンボルとなる景観を形成するとともに、自然とのふれあいが楽しめる場として、町内外から多くの人々が訪れる公園を目指します。
- ・長泉町健康公園周辺、御嶽堂公園周辺は、緑豊かな環境で、楽しく安全に健康づくり活動やスポーツ、レクリエーションに親しめる場として多くの人に利用され、町のシンボルを目指します。



長泉町健康公園

■玄関口の緑化拠点（鉄道駅周辺）

- ・下土狩駅周辺、長泉なめり駅周辺、三島駅北口周辺は、町の顔となる良好な景観が形成され、町民や来訪者に潤いを与えるよう、重点的に緑の創出を図ります。



長泉なめり駅周辺

■自然と産業の共生拠点（産業集積を図る地域）

- ・県立静岡がんセンター周辺、新東名高速道路長泉沼津IC周辺は、周辺の自然環境や農地と調和し、新たな活力の拠点にふさわしい、良好な緑の空間の形成を図ります。



県立静岡がんセンター周辺

③緑と水のネットワーク

■水のネットワーク

- ・黄瀬川や桃沢川は、町の骨格となるとともに、愛鷹山麓の自然環境と市街地の個性ある緑をつなげる軸として、保全し、効果的に活用することを目指します。
- ・エコロジカルネットワーク^{注1}の観点やヒートアイランド抑制効果等を踏まえ、市街地内に河川等の水辺のネットワークを形成していきます。
- ・桜堤や黄瀬川沿いの遊歩道など、水辺が町民に親しまれ、心身の健康増進やレクリエーションに活用されることを目指します。



黄瀬川

■緑のネットワーク

- ・緑化された道路等が、町内の多様な緑を相互につなげ、緑豊かな景観を形成するとともに、防災機能や生態系を維持する機能を十分に発揮することを目指します。
- ・緑のネットワークを形成することにより、町民の安全で快適な生活の実現、生物多様性の保全、賑わいや交流の創出に寄与することを目指します。



桜堤遊歩道

注1 生物の生息・生育空間（森林、農地、都市内の緑地、河川など）を相互に連結することによって、生態系の維持・保全を図り、生物の多様性を図ろうとする構想やその実践活動。

4-3 基本方針

基本理念に基づき、将来像を実現するためには、さまざまな人が関わるなかで、大切な緑を守り、次世代に伝え、緑を創り、緑を結び、緑に関わる人を育み、緑を活かすことが求められます。そこで、本町の緑に関する取り組みについて、3つの基本方針を設定します。

基本方針1 緑を守る・伝える

- 本町を印象づける愛鷹山麓の樹林地、河川、並木道は、それらが有する環境、防災、レクリエーション、景観形成などの機能を十分に発揮させるよう、適切に保全します。
- 農地は、多面的機能を発揮できるよう適切に保全します。
- 古木・大木、歴史文化資源とともにある樹林地、伊豆半島ユネスコ世界ジオパーク関連資源、本宿用水などの水辺は、地域の歴史や文化等を伝える緑や水辺として保全します。
- 緑豊かな住宅地や既存集落地は、緑豊かで潤いある環境を保全します。
- 生物多様性の保全や環境問題への対応に寄与するため、樹林地や農地、河川について、動植物の生息・生育環境や都市における貴重な自然環境として保全します。また、防災面等でやむを得ず整備を行う場合にも、自然環境や生物多様性の保全等に配慮します。

基本方針2 緑を創る・つなげる

- 本町が目指すまちづくりの考え方を踏まえて必要な公園の整備を進めるとともに、既存の公園においては、子育て支援や健康づくりなど、地域の実情に応じて必要とされる公園の機能を見直し、質の向上を図ります。
- 住宅地や企業の敷地内緑化、駅前広場や道路などの公共用地の緑化により、身近に緑を感じられ、快適に住み働ける環境づくりを進めます。
- 水辺や道路等を活用して緑や水辺のネットワークを形成するとともに、町民の健康づくり等を促します。
- 避難や延焼防止等に役立つ公園やオープンスペース、避難路となる道路の緑を確保します。

基本方針3 みんなで緑を魅力的に活かす・育む

- 子育て支援、健康づくり、環境学習、観光交流、コミュニティの醸成など、町民が地域のために行う活動の場として緑や公園等を積極的に活用します。
- 町民等による主体的な緑化に関する活動を推進するとともに、多様な主体が関わり、緑を活かし育む仕組みや機会を創出します。
- 緑や水辺に関する町民の意識の向上を図ります。特に、将来を担う子どもたちが緑に関わる機会を確保し、緑の重要性等への理解を促進します。

4-4 緑の目標水準

緑の将来像の実現に向けて、3つの基本方針ごとに一定の目標水準を掲げ、施策の計画的かつ効率的な推進を図っていきます。

目標水準は、計画の目標年次である令和22（2040）年度とその中間の令和12（2030）年度における水準を定めます。さらに、超長期的な目標として令和23（2041）年度以降を想定した目標水準も設定します。

基本方針1 緑を守る・伝える

◆目標指標1-1◆

樹林地や農地が減少傾向にある中、公園・広場等の整備により、都市計画区域における緑地の割合の現状維持を目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
都市計画区域における 緑地の割合	56.06%	56%	56%	56%
	平成29年度末	令和12年度末	令和22年度末	令和23年以降
【指標の定義】 都市計画区域に占める「施設緑地及び地域性緑地の合計」の割合				

◆目標指標1-2◆

身近な緑の保全・創出等により、多くの町民が緑豊かだと感じる住環境の形成を目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
住まいのまわりが「緑豊か」 だと思う町民の割合	71.1%	75%	80%	80%以上
	平成30年度	令和12年度	令和22年度	令和23年以降
【指標の定義】 町民意識調査の設問「森林や川、農地、公園、街路樹や花壇、庭や店先の花や緑など、あなたの住まいのまわりが『緑豊か』だと思いますか」で、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した町民の割合（「わからない」「無回答」を除く）				

基本方針 2 緑を創る・つなげる

◆目標指標 2-1◆

計画的に都市公園を整備し、将来的には「長泉町都市公園条例」及び「長泉町都市公園の設置及び管理に関する規則」で定める標準水準の達成を目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
都市計画区域内における 住民一人あたり都市公園面積	6.87 m ² /人	8.0 m ² /人	9.3 m ² /人	10.0 m ² /人
	平成 29 年度末	令和 12 年度末	令和 22 年度末	令和 23 年以降
【指標の定義】 都市計画区域内都市公園面積÷都市計画区域人口（目標値の人口は社人研推計による）				

◆目標指標 2-2◆

市街地内において計画的に都市公園を整備し、将来的には「長泉町都市公園条例」及び「長泉町都市公園の設置及び管理に関する規則」で定める標準水準の達成を目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
市街化区域内における 住民一人あたり都市公園面積	1.42 m ² /人	2.7 m ² /人	4.0 m ² /人	5.0 m ² /人
	平成 29 年度末	令和 12 年度末	令和 22 年度末	令和 23 年以降
【指標の定義】 市街化区域内都市公園面積÷市街化区域人口（目標値の人口は社人研推計による）				

◆目標指標 2-3◆

立地適正化計画で定める居住誘導区域において、身近に都市公園がある住環境を形成します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
居住誘導区域における 都市公園誘致圏カバー率	52.3%	55%	70%	80%
	平成 29 年度末	令和 12 年度末	令和 22 年度末	令和 23 年以降
【指標の定義】 居住誘導区域における都市公園誘致圏（街区公園：250m、近隣公園：500mとして計算）のカバーする範囲の割合				

基本方針3 みんなで緑を魅力的に活かす・育む

◆目標指標3-1◆

より多くの町民が、公園や遊歩道等の町内の緑や水辺を利用し、緑の機能を享受することを目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
町内の緑や水辺に親しめる場所 所を利用している町民の割合	40.0%	50%	60%	60%以上
	平成30年度	令和12年度	令和22年度	令和23年以降
【指標の定義】 町民意識調査の設問「公園や川沿いの遊歩道など、町内の緑や水辺に親しめる場所を利用していますか」で、「よく利用している」「ときどき利用している」と回答した町民の割合（「無回答」を除く）				

◆目標指標3-2◆

より多くの町民が、自宅で緑に親しむことを目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
自宅で緑に親しむ 町民の割合	59.7%	70%	80%	80%以上
	平成30年度	令和12年度	令和22年度	令和23年以降
【指標の定義】 町民意識調査の設問「ご自宅で、庭や菜園づくり、ベランダや室内での植物の栽培、生垣など、植物に親しんでいますか」で、「親しんでいる」と回答した町民の割合				

